

農業次世代人材投資事業(経営開始型)について

【平成29年度】

1 目的

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後に経営確立に資する農業次世代人材投資資金を交付するものである。

2 対象者及び交付要件

以下の要件を全て満たす者が対象となる。

- ① 独立・自営就農時の年齢が、原則45歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
- ② 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者(土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう)と同等の経営リスクを負い、経営を開始する計画であると市が認めるものであること。なお一戸一法人(原則として世帯員のみで構成される法人)以外を継承する場合は対象外である。
- ③ 認定新規就農者であること
- ④ 独立・自営であること。
 - (1) 次に掲げる要件を満たす独立・自営就農であること。
 - ア 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していること。ただし、親族から賃借した農地が主である場合は、交付期間中に当該農地の所有権を交付対象者に移転することを確約すること。
 - イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有・賃借している。
 - ウ 本人名義で生産物を出荷・取引している。
 - エ 農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者名義の通帳及び帳簿で管理すること。
 - オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
- ⑤ 青年等就農計画等が、農業経営を開始して5年後までに農業で生計が成り立つ実現可能な内容であること。
- ⑥ 市が作成する「人・農地プラン」に位置づけられる、又は位置づけられることが確実と見込まれること。
- ⑦ 生活保護、雇用保険制度(失業保険)、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他事業を受けていないこと。
- ⑧ 農の雇用事業による助成を受けたことがある法人等ではないこと。
- ⑨ 原則として一農ネットに加入していること。

⇒ 裏面有り

3 交付期間

最長5年（経営開始後5年度目分まで）

4 交付額

経営開始初年度 150万円/年

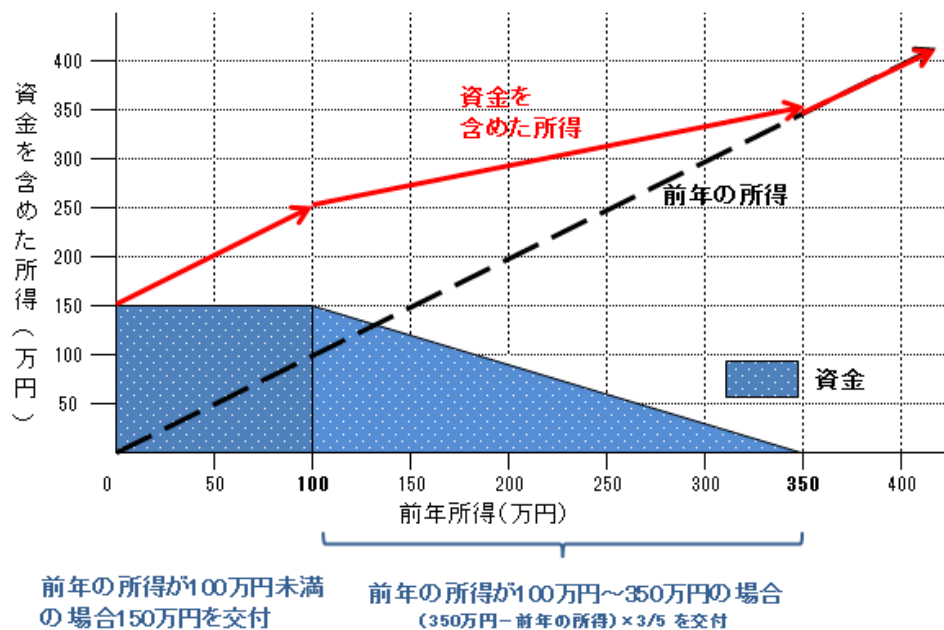
経営開始2年目以降 ※前年度所得に応じて変動：交付額 = (350万円 - 前年の所得) × 3/5

※ 前年度所得が100万円未満の場合は150万円を交付する。

※ 農業経営を開始して以降の所得に限る。

※ 本事業による資金額を除く。

資金変動イメージ



5 その他要件

① 以下の場合には交付停止

- (1) 要件を満たさなくなった場合。
- (2) 農業経営を中止・休止した場合。
- (3) 必要な報告等を期限内に行わなかった場合。
- (4) 適切な農業経営が行われていないと判断された場合。
- (5) 中間評価によりC評価となった場合。

② 以下の場合には返還

- (1) 受給期間中に農業経営を中止・休止した場合。
- (2) 虚偽の申請等を行った場合。
- (3) 親族から賃借した農地が主であった場合、交付期間中に当該農地の所有権を交付対象者に移転しなかった場合。
- (4) 交付終了後、交付期間と同期間、同程度の営農を継続しなかった場合。